

砂 川 市 訓 令 第 2 5 号

令和 7 年 4 月 1 日

砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

（ 別 紙 ）

砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）補助金交付要綱の一部を改正する訓令

砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）補助金交付要綱（平成27年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「地元企業」を「市内企業」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「まちなか居住」を「都市計画」に、「別表に掲げる」を「砂川市都市計画マスタープランに記載された都市計画」に改め、同号を同条第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- （2） 新築住宅 新たに建設された住宅であって、建売住宅（完成後未使用の1年以内のものに限る。）を含むものをいう。
- （3） 中古住宅 新築住宅以外の住宅であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のもの又は耐震性能が建築基準法その他関係法令の規定に適合しているものをいう。

第3条中「居住するために市内に」を「市内に居住するために」に、「者とする」を「ものとする」に改める。

第4条本文中「に新築された住宅」（建売住宅（完成後未使用の1年以内のものに限る。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を「の都市計画区域に建設された新築住宅」に改め、同条ただし書きを削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

（補助金の額等）

第5条 前条に規定する新築住宅であって、専用住宅の場合の補助金の額は、1対象者につき100万円とする。

2 前条に規定する新築住宅であって、居住の用に供する部分とそれ以外の部分を併せた併用住宅又は共同住宅（以下「併用住宅等」という。）の場合の補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 当該居住の用に供する部分の床面積（以下「居住用床面積」という。）が当該居住以外の部分の床面積（以下「居住以外床面積」という。）以上の場合 1対象者につき100万円
- （2） 当該居住用床面積が当該居住以外床面積未満の場合 1対象者につき当該居住用床面積を当該居住用床面積と当該居住以外床面積との合計で除して得た割合（以下「床面積の按分率」という。）に、100万円を乗じて得た額とし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6条 前条第1項に規定する専用住宅又は同条第2項第1号に規定する併用住宅等が、市内企業により建設された場合の補助金の額は、前条の規定にかかわらず、1対象者につき150万円とする。

2 前条第2項第2号に規定する併用住宅等が、市内企業により建設された場合の補助金は、同号の

規定にかかわらず、1対象者につき床面積の按分率に、150万円を乗じて得た額とし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第7条第1項本文中「を購入する」を「であって、専用住宅の」に改め、「額は、」の次に「1対象者につき」を、「除く。」の次に「以下同じ。」を加え、「次に定める補助率」を「10パーセント」に改め、同項ただし書中「補助金の額が50万円（まちなか居住区域にあつては70万円）を超える場合は、50万円（まちなか居住区域にあつては70万円）」を「当該補助金の額が100万円を超える場合は、100万円」に改め、同項各号を削る。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 第4条に規定する中古住宅であって、併用住宅等の場合の補助金の額は、1対象者につき購入に要する費用に床面積の按分率を乗じて得た額に10パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、前項ただし書きの規定を準用するものとする。

別表（第2条関係）を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に新築住宅の工事請負契約又は建売住宅若しくは中古住宅の売買契約を締結したものから適用する。

（経過措置）

- 2 令和7年3月31日までに、新築住宅の工事請負契約又は建売住宅若しくは中古住宅の売買契約を締結しているものについては、なお従前の例による。